

下請取引適正化と適正な受注活動の徹底に向けた自主行動計画 (改定のポイント)

日建連では、国土交通省から、下請取引の適正化に向けた自主行動計画策定の要請があり、これを契機として、担い手確保を推進する観点も踏まえ、平成29年3月、「下請取引適正化と適正な受注活動の徹底に向けた自主行動計画」(以下、「自主行動計画」という)を策定し、下請取引の適正化と適正な受注活動の徹底に取り組んできました。

【改定の経緯】

政府は、下請代金の支払いの更なる適正化を図るとして、本年3月、「下請代金の支払手段について」(令和3年3月31日20210322中庁第2号・公取企第25号)を関係事業者団体に発出しました。

また、「成長戦略実行計画」(令和3年6月18日閣議決定)において、「本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する。まずは、下請代金の支払に係る約束手形の支払サイトについて60日以内への短縮化を推進する。」こととしました。

これらを踏まえ、国土交通省は、本年7月、「建設業法令遵守ガイドライン」及び「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を改訂するとともに、日建連に対し、自主行動計画の改定を依頼しました。

これを受け、日建連は、今般、「自主行動計画」の「I.下請取引の適正化(3)下請代金支払の適正化」等について改定を行いました。

【主な改定点】

1.手形等の現金化に係る割引料等のコスト

- 「割引料等のコストについて、協力会社の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を十分協議して決定するよう努める」に「当該協議を行う際、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるように、会員会社は、支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すよう努める」を追加
- 「割引料等のコストについては、実際に下請事業者が近時に割引した場合の割引料等の実績等を聞くなどにより把握する方法が考えられる」を追加

2.手形期間

- 「120日以内で、できる限り短い期間とし、将来的には60日を目標として改善に努める」を「60日以内とするよう努める」に修正

3.その他

- 「発注者も含めて関係者全体で、約束手形の利用の廃止等に向けて、前金払等の充実、振込払い及び電子記録債権への移行、支払期間の短縮等の取組を進める重要性に留意する」を追加

以上